

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

制定 2016年3月30日

改定 2024年5月 1日

2026年2月11日

2026年8月21日

広島電鉄株式会社

第1章 総則

第 1 条 計画の目的

第 2 条 基本方針

第 3 条 用語の定義

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第 4 条 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第 5 条 情報収集および共有体制

第 6 条 関係機関との連携

第 7 条 対策本部の廃止

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第 8 条 内容及び実施方法

第 9 条 感染対策の検討・実施

第10条 備蓄

第4章 その他

第11条 教育及び訓練

第12条 計画の見直し

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第9条第1項の規定に基づき、広島電鉄株式会社(以下「当社」という。)における新型インフルエンザ等対策を実施することを目的とする。

(基本方針)

第2条 当社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成25年12月制定。以下、「広島県行動計画」という。)、
「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。)、
「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成20年3月25日制定)及び本計画に基づき、新型インフルエンザ等が県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、旅客の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(用語の定義)

第3条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1)新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。)をいう。

(2)新型インフルエンザ等対策

特措法第22条第1項の規定により広島県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)が設置されたときから、同法第25条の規定により県対策本部が廃止されるまでの間において、県民の生活及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体、指定公共機関及び他の指定地方公共機関(以下「公共機関」という。)と連携協力し、特措法及び感染症法、その他の法律に基づき実施する措置をいう。

(3)発生段階(広島県新型インフルエンザ等対策行動計画より)

発生段階	状 態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置され、県対策本部が設置されるまで
対応期	初動期以後、県対策本部が廃止されるまで

第2章 新型インフルエンザ等対策の体制

(新型インフルエンザ等対策の体制)

第4条 本計画における実施体制は、防災等管理規程第3章体制に定めるレベル2の体制に準ずる。

2 対策本部長は、広島県知事を本部長とする県対策本部が設置された場合には、新型インフルエンザ等に対する当社の対応を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

ただし、対策本部長が必要であると認める場合は、対策本部を設置することができる。

(情報収集及び共有体制)

第5条 当社は、平素より国内外の新型インフルエンザ等に変異する可能性のある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、公共機関、世界保健機構から情報の入手に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、その情報を迅速かつ適切に従業員及び旅客に周知する体制を確保する。

(関係機関との連携)

第6条 当社は、公共機関、また、鉄道・バス協会をはじめとする各種事業団体(以下「事業団体」という。)と密接に連携し、的確な新型インフルエンザ等対策実施に努めるものとする。

(対策本部の解散)

第7条 対策本部の廃止に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、県対策本部が廃止された後に、対策本部を解散する。
- (2) 対策本部長は、第4条第2項の但書に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部設置を継続する必要がないと判断した場合、対策本部を解散する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(内容及び実施方法)

第8条 当社は、新型インフルエンザ等の流行により多数の乗務員が感染し欠員が発生し、通常ダイヤでの運行ができない場合であったとしても運行を継続するため、計画を定め、その対応に努める。ただし、国または地方公共団体から、運行休止等特別な指示があった場合は、その指示に従い対応する。

(感染対策の検討及び実施)

第9条 当社は、従業員に対しマスク着用等咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの励行を図る。
2 旅客の感染対策として、車両や各施設へのポスター類の掲示、また車両・停留場・駅構内放送等により、マスク着用等咳エチケットの励行等の協力の呼びかけを行う。

(備 蓄)

第 10 条 新型インフルエンザ等対策のための備蓄として、備蓄品目、備蓄量、備蓄場所を確実としたうえで、計画的に調達し、公共機関や事業団体との間で、その供給について必要な体制の整備に努める。

第4章 その他

(教育及び訓練)

第 11 条 当社は、平素より、的確な新型インフルエンザ等対策措置の実施が可能となるよう社内における訓練の実施に努めるとともに、公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策措置についての訓練への参加に努めるものとする。

(計画の見直し)

第 12 条 当社は、適時、本計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は県知事に報告するとともに、その要旨等の公表を行う。なお、軽微な変更である場合は、報告・公表は行わないことができる。

2 本計画の変更にあたっては、本計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

(附 則)この計画は2026年 8 月 21 日から施行する。